

## 我孫子市個人情報保護審議会 会議概要

- 1 日 時 令和元年11月8日（金曜日）  
午前9時30分～午前11時15分
- 2 場 所 我孫子市役所 議事堂第一委員会室
- 3 出席者  
委員 内藤潤委員、田部井彩委員、田中英二委員、富田千鶴委員、  
関根秀子委員、高橋英俊委員  
  
説明員 （課税課） 中野課長、春原主査長、小川主査長、  
志水主査長、海老原主任主事  
（収税課） 成嶋課長補佐  
（高齢者支援課） 佐々木主任  
（都市計画課） 森課長、原田主査長  
（公園緑地課） 篠崎課長  
  
事務局 廣瀬総務部長、磯岡文書管理課長、段林主査長、吉成主査、  
島主任
- 4 欠席者 向野光委員
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴人 1名
- 7 議 題  
諮問事項  
保有個人情報の利用目的以外の利用について  
（1）都市計画課の案件  
生産緑地法に基づく特定生産緑地指定事務のため、固定資産税の賦課事務のために収集した生産緑地地区の土地及び土地所有者等に関する情報を利用する場合  
（2）課税課の案件  
市民税及び県民税の賦課業務において、市民税及び県民税の納税通知書及び納付書が郵送戻りとなった場合の再送のため、固定資産税及び軽自動車税の賦課徴収事務のために収集した個人情報並びに介護サービスの提供事務のために収集した個人情報を利用する場合

報告事項

- (1) 過去の諮問案件に係るものについて
  - ア 平成25年度諮問案件「市内4か所の業務委託先である高齢者なんでも相談室にオンライン結合により保有個人情報を提供する場合」の委託先の追加について
  - イ 平成24年度諮問案件「犯罪捜査、訴訟等で捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会に対し回答する場合」の例外について
- (2) 個人情報保護の取組について
  - 情報システムの保守を遠隔で行う場合の個人情報保護について

その他

平成30年度個人情報開示請求の実施状況について

## 8 議事内容

### (1) 開会 午前9時30分

磯岡課長：皆様おはようございます。本日はお忙しい中、我孫子市個人情報保護審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は本日、会議開会前まで進行を務めさせていただきます文書管理課の磯岡と申します。よろしく願いいたします。まず会議に先立ち、総務部長の廣瀬より御挨拶させていただきたいと思っております。

**【廣瀬部長、挨拶】**

**【磯岡課長から、会議の公開や録音、傍聴人の状況などについての説明、事務局職員の紹介】**

### (2) 諮問事項についての審議

内藤会長：では早速審議に入りたいと思います。今日は諮問事項が都市計画課の案件と課税課の案件の2件で、最初は都市計画課の案件ということで、都市計画課さんお願いします。

**【森都市計画課長から、都市計画課職員の紹介と諮問内容の概要説明】**

**【原田主査長から、諮問内容の詳細説明】**

内藤会長：はい、説明ありがとうございました。では、審議に入りますが、質問、御意見、特に制限は設けませんので、何かあれば、委員の方、いかがでしょうか。はい、では高橋委員お願いします。

高橋委員：利害関係人というのは、具体的にはどういう方、所有者以外の、例えばでいいんですけど。

原田主査長：相続税の納税猶予を適用されている場合には、税務署の方が該当してきます。

高橋委員：利害関係人であるということは、どうやって調べるんですかね。

原田主査長：基本的には登記事項証明で。

高橋委員：登記していない方になっちゃうと難しいと思うんですけど。

原田主査長：はい、その部分がありますので、今回、課税課の関係書類を送付している宛先の方を個人情報として利用させていただければと考えています。

高橋委員：相続が発生している場合は相続人になるかと思うんですけど、相続人が法定の相続人を全員知っているとは限らないと思いますので、その場合はどういった形に。要は、相続人が知らない相続人がいる可能性ってありますよね。そういう人も利害関係人になるわけですよね。

原田主査長：はい、法令的にはそちらの方も利害関係人になります。

高橋委員：それもやっぱり何か調べる形。今回のじゃなくてそれ以外に、例えば公用で戸籍を取って調べるとか、そういうこともやる形なんですかね。

原田主査長：まだちょっと新しく創設された制度なので、国の方からそういった指示がこの後くると思いますので、それにのっとってやっていきたいと思っています。

内藤会長：よろしいですか。

高橋委員：はい。

内藤会長：ほかの委員の方いかがですか。はい、富田委員。

富田委員：質問です。今回、固定資産税関連の課税課からいただく情報の利用目的と言いましょうか使用なんですけど、今委員から御質問があったように、全ての利害関係人を調べることはこれだけではできないので、少なくとも課税台帳に載っている所有者の方に、この特定生産緑地の指定制度をお知らせする、申請をいただけるかどうかの希望があるかどうか、その機会を提供するための情報収集なのか、それともほかの目的なのか、私の理解が間違っていなければということなのかなと思ったんですけど。

原田主査長：今おっしゃっていただいたものも含まれているんですけど、資料

の左側の下なんですけども、関連作業として①から④までありまして、今委員がおっしゃっていただいたのが、①の制度周知ですとか個別の相談対応をするために御連絡したいという部分に該当します。その後、お話を伺いながら、利害関係人全員の同意書をもし希望されるということであれば同意書が必要になってくるんですけども、そちらの同意書を提出していただいた時に全員いらっしゃるのかとか、そういったことは一度固定資産税のいただいた情報だけではなくて、タイミングを見計らいまして法務局の方にも出向きまして、一応両方で確認したいと思っています。

富田委員：そうすると、この①から④までの事務を行うための1つの必要情報として、今回の課税台帳の情報を使いたいという方針ですね。

原田主査長：はい。

富田委員：それ以外の情報もほかの手段で集める可能性もあるし、申請者の方からいただく可能性もあるということですね。

原田主査長：はい。

富田委員：すみません、もう1点いいですか。台帳上、現在の土地の所有者という欄以外に、よく納税代表者とかいう名称で、所有者ではなく、登記簿上の名義人ではないけれども、相続が発生してるので納税を代表して行いますという方のお名前が載っていて、その方の情報が必要なのかなと思ったんですけど、この3の「土地の所有者」という個人情報だけでそれも含まれているというふうに見えていいんでしょうかね。

原田主査長：3には含まれていないので、4の「送付先」がそれに当たります。

富田委員：送付先というのは、住所と名前ということでしょうか。

原田主査長：はい。

内藤会長：よろしいですか。はい、関根委員いかがですか。

関根委員：この新しい制度を適用するために利害関係人全員に同意を得なければいけないとなると、かなりお時間がかかる可能性もあるので、できる限り早い方が私は個人的にはいいと思うので、この個人情報の固定資産税の方の賦課決定をしている所有者とみなされている方の情報を知りたいということだけだと思うので、これは私は個人的には早くやった方がいいのかなというふうに感じてます。利害関係人までは情報としては所有者の方に同意を求めてもらおうと思いますので、特に問題はないんじゃないかなと

いうふうに思っています。

内藤会長：はい、田中委員いかがですか。

田中委員：大体御説明いただいて、大体内容の方も理解いたしました。ちょっと教えていただきたいこととしましては、30年くらい前の情報ということになるので、かなり大きく変わっているんだらうなということも推察できるんですけども、実際に今までのやり方で情報収集してて、やはり追いつけないということで、今回変えたいというのは、新しい一番確実な情報を得るためだと思っておりますけども、今回の取扱いをしなかった場合は、どれくらいの工数が、何割でもいいんですけど、分からない、不明だというものが、過去の事例からでもいいんですけど、どれくらい発生するだろうと思われているんでしょうかね。

原田主査長：実はちょっと制度周知を先行して始めまして、その時はまだこの審議会にかけていなかったもので、法務局で登記事項証明を取得したんですけど、お送りした時に実際にもう実は所有者が亡くなっててという方が、20はいなかったんですけども結構いらっしゃいました。すみません、ちょっと数で言うのが今すぐ出てこないんですけど。

田中委員：一定数はそれなりにいるということですね。

原田主査長：はい。

田中委員：分かりました。

富田委員：すみません、もう1点よろしいですか。

内藤会長：はい、では富田委員。

富田委員：先ほどに関連して、土地の登記簿よりも固定資産税の情報の方が最新の情報を把握してらっしゃる、30年前よりは少なくとも最新であるということと、私は別の市でたまたま成年後見人だったので、被後見人の方が亡くなった時に死亡届を出したところ、その方が所有者である土地について課税の代表者をどういうふうに変更しますかという照会の手紙をいただいたんですね。これは松戸市だったんですけども。そういう死亡届と固定資産税の課税台帳が連動して、お手紙が来て照会をするというようなことは我孫子市はやっておられるんですか。それは御存知ないですかね。それだと本当に早いなど私は思ったんですね。亡くなって死亡届受理されたら、どういう仕組みか分かりませんが、代表者変える必要ありませんか、送付先変える必要ありませんかという御連絡を。毎年の課税する時にしか把握しないのか、毎年の1月1日に。

森都市計画課長：都市計画サイドではそういうところは分からない。

小川主査長：課税課では市民課から死亡者のデータをいただきまして、それに基づいて相続人代表者を調査します。その調査の際、我孫子市内に戸籍あれば市民課に照会して把握できるんですが、市外に戸籍があったりする場合は、そちらの方に照会をかけて相続人を調査いたします。それに基づいて相続人代表と思われる方に通知を出して、代表者を決定していただくというような手順になっています。

冨田委員：そうすると年に1回、1月1日現在の課税対象者を把握する時にそれをやっておられるということですね。

小川主査長：はい、そうです。

冨田委員：はい、分かりました。

内藤会長：はい、よろしいでしょうか。では田部井副会長、いかがでしょうか。

田部井委員：1点教えていただきたいんですが、今回は指定のために固定資産税関係の課が持っている情報が欲しいということなんですけど、指定されると10年ごとの更新制というふうに書いてあるんですが、更新の時に都市計画課の方で必要な手続っていうのがあるのかどうかということと、もしある場合にまたそこで欲しい情報というのが出てくるんじゃないかなということなんですけど、その辺りはどうなんですか。

原田主査長：そのとおりで、10年ごとに同じような作業を繰り返すことになります。

田部井委員：そうすると、その場合は今回得た情報を使って。

原田主査長：今回いただく情報は今回の指定事務にのみ使用しまして、また10年後は状況が変わってるとお思いますので、その時またいただき直すという形です。

田部井委員：じゃあ、またここで審議してというような感じなんですか。

原田主査長：今回こちらで特定生産緑地の指定事務という内容で承認をいただければ、今後も10年たった後でも大丈夫ではないかと。同じ事務ですので。

田部井委員：でもそうですよね。10年後にもう一度やった方が正確な情報があるかもしれないしってこともありますよね。

原田主査長：そうですね。

田部井委員：そうですね。一緒にできたらとちょっと思ったんですけど、確かに10年たてばちょっと状況も変わるので。はい、分かりました。あと1点は、これちょっと直接関係ないかもしれませんが、指定は全くこれからですか、それとも既に指定されたところがありますか。

原田主査長：いや、全くこれからです。生産緑地地区の指定から30年を経過する日までなので、それが令和4年11月24日なんですけども、その日を超えない前までに都市計画ではなくて特定生産緑地として指定をしないと。

田部井委員：平成4年の指定が一番最初なんですよね。

原田主査長：はい、そうなんです。

田部井委員：それで、令和4年というのがその30年後だからということですかね。

原田主査長：はい。ばらばらに1個ずつ指定するというよりは、一応取りまとめまして1回で指定することを予定しています。

田部井委員：都計審とかにもかけなきゃいけないということで。

原田主査長：ただ諮問ではないんですけども、それと似たような手続で、御報告というか意見をいただくという手続が必要になります。

田部井委員：分かりました。ありがとうございます。

内藤会長：私から何点かお聞きしたいのですが、今回は特定生産緑地ということで指定をするんですけども、当然地権者の情報がパーフェクトには把握できないわけですよね。そうすると漏れがありますよね。それは今後また情報が分かって手続が整えば、その時点から特定生産緑地ということで指定されるわけですよね。

森都市計画課長：令和4年11月24日というのは厳格なりミットになりますので、それまでにそろわなくて告示なりに至らなかったものについては、指定できないということになっちゃいます。

内藤会長：じゃあもう、それ以降は追加っていうのはないという理解なんですね。

森都市計画課長：はい、一応制度上はそういう仕組みに今のところなっています。

内藤会長：法改正等がなければということですね。

森都市計画課長：はい。

内藤会長：分かりました。

森都市計画課長：多分、ただ、全国的な問題が色々出てくるんじゃないかなっていう気はします。

内藤会長：分かりました。そうすると、この特定生産緑地の指定に向けて、今まで生産緑地では指定してきたものがあったんですよね。これまでは都市計画法の。そこをもう一度全部確認するような作業という、そういう意味合いでよろしいのでしょうか。

森都市計画課長：そうですね、運転免許証の更新みたいなイメージです。それで位置付けが都市計画ではなくて、生産緑地法になるということで、都市計画の決定、変更ではないということなんですよ。

内藤会長：分かりました。そうすると、その情報の利用の仕方もそんなに継続的に長くというよりは、タイムリミットがありますから、それまでの間の情報ですよ。課税情報は多分年1回更新ですよ。ですから、令和4年までの間、あと何回か情報をその都度もらってということですよ。はい、分かりました。

あとどうでしょう、ほかの委員の方。はい、どうぞ関根委員。

関根委員：今回の指定に向けて、情報が届かなかった場合、期限があったらかなり不利益を受けてしまうと思うんですけど、この情報はもちろんすぐ取れると思うんですけど、それでも周知できない割合というのはどれくらい可能性としてはありそうなものなんでしょうか。その場合に、そのほかにやろうとしている情報収集という方法は考えてらっしゃるんでしょうか。

森都市計画課長：今のところはそこまでは詰めてないですね。できる範囲でやる以外にないのかなといったところです。

関根委員：ありがとうございます。



原田主査長：農地の耕作状況も生産緑地として適正に使われているっていう要件もありますので、その辺はちょっと農家さん、実際に畑をやっている人ですとか、ついでで使えるものは全部使って情報収集はしていきたいと考えています。もし固定資産税台帳と法務局の登記事項証明だけでは難しかった場合なんですけど。

関根委員：その場合、農政課さんとかの情報ということで諮問にかけなくてはいけないということはないんでしょうか。そういうのがあったら一遍にやってしまったらなんて思うのですが。

原田主査長：事前に制度周知した時には、そちらを使わなくてもいけるのではないかというふうに・・・。

内藤会長：はい、どうぞ、高橋委員。

高橋委員：耕作者ということになりますと、農業委員会の方に耕作者のデータみたいなものはありますよね。この土地の耕作者は誰かという、それを利用するというところもあるんでしょうか。

原田主査長：現地にお伺いしてお会いしてと。

高橋委員：農業委員会は、確かこの土地は誰が耕作してるかっていうのを分かってると思うんですけど。

原田主査長：私たちが直接そのデータを利用するというよりは、本来持ってらっしゃる農業委員会さんから連絡していただければ、私たちはその情報を使わないで。

高橋委員：使わないで、農業委員会から連絡してもらおうと。

原田主査長：はい、そういう形もあるのかなと。

高橋委員：そうですか、分かりました。

内藤会長：現在の指定状況が127地区って書いてあるけど、これは127件という理解なんですよ。

森都市計画課長：その都市計画として決定しているのは、一団の区域として決定しますので、場合によっては所有者が違う人たちがたまたま隣接している一団の農地を築いていて、そういうまとまりになっていけば1地区として指定します。なので、地区数イコール所有者ということでもないし、地区数以上にかなり所有者の数はあるという状況です。

内藤会長：となると、捕捉しなければならない所有者情報は、この何倍かになる可能性はあるということですね。

原田主査長：はい。

内藤会長：分かりました。あとはいかがでしょうか。情報管理に関する何か御質問、御意見は、特によろしいですか。先ほどかなり詳細に説明はいただいておりますので。

では意見も大体そろったということで、この案件について承認すると、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

会長を除く出席委員5名：(全員、挙手)

内藤会長：はい、では全員一致ということで承認いたします。

森都市計画課長：ありがとうございました。

内藤会長：お疲れさまでした。

**【次の諮問事項の審議に先立ち、中野課税課長から課税課職員の紹介と、収税課職員・高齢者支援課職員の自己紹介】**

内藤会長：それでは審議に入りますので、次の課税課さんの案件について、御説明をお願いいたします。

**【中野課税課長から、諮問内容の概要説明】**

**【海老原主任主事から、諮問内容の詳細説明】**

内藤会長：説明ありがとうございました。では、質問、御意見等ありますでしょうか。はい、高橋委員お願いします。

高橋委員：キーパーソンの住所とか、介護施設の利用状況ってあるんですけど、キーパーソンの住所、氏名、電話番号だけなのかしら。ほかに何か情報をもったりとかあるのかということと、介護施設の利用状況というのは、具体的にはどこの施設に何月に何回くらい行くとかという、そういう話なんですか。

海老原主任主事：もし介護施設に入居みたいな形で入って利用されていることが分かれば、場合によってはそちらに納税通知書を送付することになったり、もし御本人と意思の疎通が取れないような場合には、キーパーソン

の方と連絡を取って、場合によっては送付先を設定させていただくということを考えております。

高橋委員：では、あくまで連絡がつくかどうかに限ってデータを取るって形でよろしいですか。

海老原主任主事：そうですね。ただ、それが分かっていきなり送るのは難しいかなと考えています。

内藤会長：よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。はい、では田中委員。

田中委員：私もいくつか教えていただきたいことがございまして、今の御説明で、なぜ課税課の情報が必要なのか、あるいは高齢者支援課の情報が必要なのかということは分かりました。それで、おそらく公示送達をしなくてはいけないかもしれないという方っていうのは、それを避けたいので、色々と情報収集するという御説明がありましたけども、この2つの情報を得てもまだ分からないというケースがやっぱり出てくるということですよ。ほぼほぼこの2つの情報があれば何とかなるって感じなんではないでしょうか。

海老原主任主事：そうではなくて、やはり固定資産も何も持っていないとか、1年だけいてそのままどこかに行ってしまうとか、特に外国人の方で1月1日、課税の日を含む短期間でまた別のところに行ってしまうということになると、どうしても追えないっていうことが出てきてしまいます。

田中委員：そこは今回集める2つの情報でも追いきれなかった場合は、それはもう仕方がないという感じですかね。

海老原主任主事：はい、できる限り努力はしますが。

田中委員：あともう1つ、高橋委員が御質問されたこととも絡むのですが、介護の方に関しては、色々個人情報としても機微なものがあったりすると思うのですが、病状とかそういうものではなくて、今どこにいるのかということを知れば十分だということなんではないでしょうか。

海老原主任主事：そうですね、送付先が分かればということで。

田中委員：分かりました。あともう1つだけすみません。先ほど審議した生産緑地の件に関しては、情報をその時使ってすぐそのまま廃棄しますということだったんですが、この案件に関しては、皆さんが情報収集をした後、保有期限とかそういうものはどのように管理をするのでしょうか。

海老原主任主事：その情報を元に通知書を送る場合がありますので、1年間

は保有して、その上で溶解によって処分をさせていただければと考えております。

田中委員：分かりました。ありがとうございます。

内藤会長：いかがでしょうか。はい、富田委員どうぞ。

富田委員：利用する情報の範囲は必要最低限にすべきだという考え方からすると、先ほどお話のあった介護施設の利用状況という情報は、利用状況ではなくて施設入所の情報とか、入所先の情報、住所のみに限られるのかなというふうに、入所しているかどうか、その先はどこかだけで足りるのではないかと考えるのですが、そのとおりですかね。

春原主査長：そうですね、その方が現住所に住まわれているのではなくて、入所されてそこにいますよという情報だけなので、入所しているかどうかの確認がとれればということになります。

富田委員：そうするとこの利用状況というのは、今まで皆さんから質問があったように少し広い概念のように思えるので、情報として特定していただいた方がよろしいかなというふうに思いました。

内藤会長：はい、いかがですか。では関根委員どうぞ。

関根委員：2点ほど教えていただきたいのですが、まず収税課さんの方からいただく情報として、住民税の納税義務者と固定資産税、軽自動車税の納税義務者とひも付きというのは、どういうところから判断するのでしょうか。

海老原主任主事：収税課の方ということですか。

関根委員：はい。住所がまず分からないので、お名前の方から判断するのでしょうか。

海老原主任主事：課税の台帳上は1月1日の住所が入っておりますので、その1月1日の住所とお名前と生年月日、その3つが分かれば収税課の方でも該当の方かどうか分かると考えています。

関根委員：あと高齢者支援課さんからいただく情報として、キーパーソンさんの住所、氏名、その他色々あるのですが、そもそもキーパーソンさんに情報を、私はちょっとどうしても気になっていいのかなって。その方の介護の立場としてのキーパーソンさんでいるのに、納税の通知をするためにほかの情報がほかの課に行くということを知っていないとしたら、そこ

までしていいのかどうかというのが私はちょっと気になっているんですけど。その際でもあくまでも連絡をとって知りたいのは納税義務者さんの連絡先なんでしょうけど、そこだけを知るための最低限の方法というのが、もうちょっとはっきりしていた方がいいのかなと思いました。

内藤会長：その点はいかがですか。

海老原主任主事：キーパーソンの住所、氏名等が分かったとしても、それが分かったからすぐに納税通知書をお送りしますということは、本人宛ではないのでできないので、その場合には、送付先の変更届というものを一度キーパーソンさんにお渡しするような形で、例えばほかに介護の上でのキーパーソンはいるけども、ほかに例えばお金とかを管理しているという人がいるのであれば、その人に送付した方が良いと思います。ただその情報というのはこちらではやはり分からないので、連絡が取れて意思疎通ができる人としてはキーパーソンさんに頼るしかないと考えております。

関根委員：それで先ほども御質問があったのですが、記録は1年で消してしまうとなると、また来年お聞きしなくてはならなくなってしまうのかなと思ったりもしたのですが、そこら辺はいかがなんでしょうか。

海老原主任主事：そちらについては、文書等では保有しないんですが、場合によっては継続して送る場合にはその旨を御承知いただいた上で、継続して送るという形にさせていただければと思っています。

関根委員：ありがとうございます。

内藤会長：いかがでしょうか。はい、田部井副会長。

田部井委員：参考までに教えていただきたいんですけど、郵送戻りになる件数が50件と20件というのは御提示いただいているんですけど、結局その後、手を尽くして最終手段の公示送達になる件数はどのくらいなのかということ。

海老原主任主事：今年度で45件です。

田部井委員：45件、多いですね。それが、今年度。

海老原主任主事：はい。

田部井委員：そうすると、この方々はいわゆる滞納者という形にはなるんでしょうかね。

海老原主任主事：そうですね、公示送達の時点で納付書が届いたとみなされてしまいますので、滞納者という扱いになってしまいます。

田部井委員：分かりました。毎年このくらいの数ですかね。年によって少し差はありますか。

海老原主任主事：毎年、大体このくらいです。

田部井委員：分かりました。あとは、もらう情報として電話番号ってあるんですけど、やっぱり電話することはありますか。

海老原主任主事：そうですね、場合によっては文書の送り先に電話で照会させていただきます。

田部井委員：送る前にですね。

海老原主任主事：はい。

田部井委員：基本的には通知書を送るっていう目的なので、住所と名前だけで十分なのかなと少し思ったんですが。送った後に届かなかったりした時にも電話したりということもあるんですよ。

海老原主任主事：はい、場合によっては。

田部井委員：その電話というのは固定電話の番号なのか、それとも携帯なのか。

海老原主任主事：どちらも含んでいます。住所が分からないってことで、固定電話は把握していても使えない可能性もありますので、もし携帯の電話番号があれば固定電話がつながらなければかけることができるので。

田部井委員：はい、分かりました。私からは以上で。

内藤会長：はい、では私から形式的なことなんですが、この条例の8条で実施機関はってあるんですけども、例えばこれ課税課さんなんですけど担当が違うじゃないですか。そうすると一応実施機関というのは、担当によって別々という理解なのか、課税課さんは課税課さんで1つの実施機関なのかっていうのがちょっと気になって。何が違うのかと言うと、実施機関が別の目的のために使う場合と、実施機関が自分とこの機関以外のところに提供する場合と、一応条文の体裁ってその2パターンあるものですから、形式的にはどちらに該当するのかなというのがちょっと気になりまして。課が違えば多分実施機関以外のところに提供なんでしょうけど、課が一緒

だとどうなるのかとふと思ったものですから。そこはどうなんですかね。  
はい、どうぞ。

段林主査長：事務局からお答えさせていただきます。個人情報保護条例上の実施機関という文言につきましても、個人情報保護条例第2条第1号に実施機関という定義がございます。ですので、8条で言うております実施機関というのはこちらのことを指してございまして、具体的には、市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会、この単位を実施機関と申しております。ですので今回に関しましては、市長という実施機関の中で目的外、当初の取得の目的以外に利用する場合に該当するという案件でございます。ですので実施機関というのは、実際にその事務を行うという意味合いではなく、あくまで個人情報保護条例上かなり特殊な用語でございまして、大変分かりにくいんですけども、実施機関という定義はそうようになっておりますので、今回につきましてもやはり実際に目的以外に利用するという意味は、当初の個人情報取得してきた時の事務の目的、ですからやはり事務が異なれば違う目的で利用ということになりますので、同じ課内であっても、税政担当で取得した情報をそのまま市民税担当で使うというのは、やはり目的外利用に当たるという解釈で本日諮問させていただいたというような状況でございます。以上です。

内藤会長：はい、ありがとうございました。あとは、公示送達になってしまう案件に何か共通の、例えば先ほどおっしゃった外国人が多いとか、年齢で高齢者が多いとか、何かそういった傾向というのはあるんでしょうか。

海老原主任主事：やはり一番多いのは、外国の方が短期間で転出届等を出さずに別のところに行ってしまうというものです。それ以外に関しては特に突出して何がが多いというのは把握しておりません。

内藤会長：分かりました。結局70件戻ってきて公示送達が45件。中々調査を尽くしても、そこは中々しにくいということなんでしょうね。

海老原主任主事：はい。

内藤会長：分かりました。あとほかの方はよろしいですか。はい、高橋委員。

高橋委員：外国の方、例えばアメリカの人がアメリカに住んでいて日本に土地建物を持っているような場合は、アメリカに送付するんでしょうか。

海老原主任主事：居住の実態がアメリカにあるのであれば、課税できるのは日本に居住の実態がある場合になりますので、その人が居住の実態がアメリカだからという申告があれば、その時点で市民税の課税対象者からは外

れてしまいます。

内藤会長：よろしいですか。

高橋委員：はい。

内藤会長：どうでしょう。皆様、よろしいですかね。質問、意見も出たということで審議したいと思いますが。今回のこの課税課さんの案件、承認される方は挙手をお願いいたします。

会長を除く出席委員5名：(全員、挙手)

内藤会長：はい、では全員一致で承認ということになりました。諮問事項は以上ですかね。

段林主査長：はい。

### (3) 報告事項

内藤会長：はい、では次、第3の報告事項に移りたいと思います。はい、ではどうぞお願いします。

【段林主査長から、報告事項の「(1) 過去の諮問案件に係るものについて」の「ア 平成25年度諮問案件「市内4か所の業務委託先である高齢者なんでも相談室にオンライン結合により保有個人情報を提供する場合」の委託先の追加について」の説明】

内藤会長：今の御説明について、何か御質問とか御意見はありますか。どうぞ、冨田委員。

冨田委員：特によろしいかと思うんですけど、今回送っていただいた過去の答申一覧というのは、ずっと更新していかれるようなものなんですかね。

段林主査長：はい、左様でございます。

冨田委員：そうしましたら、今回の報告によって4か所が5か所になったことは今回の審議会に報告済みであるっていうことを入れておいていただくといいのかなと思いました。

段林主査長：はい、かしこまりました。ありがとうございます。

内藤会長：はい、ありがとうございます。あとは、よろしいですかね。はい、では次にいきましょう。



【段林主査長から、「(1) 過去の諮問案件に係るものについて」の「イ 平成24年度諮問案件「犯罪捜査、訴訟等で捜査機関、裁判所、弁護士会等が法令に基づいて行う照会に対し回答する場合」の例外について」の説明】

内藤会長：報告と了承って多分違うと思うんですけど。

段林主査長：はい、そうですね。

内藤会長：これいいんですかね、報告で済ませちゃって。報告だと、我々了承したことにはならないので、報告受けましたっただけですよ。

段林主査長：そうですね。

内藤会長：それで審議会が承認したと言われちゃうと、我々も困りますよね。意見表明も何もしてないわけですから。

段林主査長：実際のところ既に行われておる関係もございまして、改めて中々諮問という形が取りづらかったというところが現状でございまして、確かにそれでも諮問という形が望ましかったという御指摘は当然かと思うんですけども。

内藤会長：24年度の際はまだ私、委員じゃなかったもんですから。この当時、委員だった方っていらっしゃるんですか。

段林主査長：全員がぎりぎり重なるかどうかというところと存じますが。

内藤会長：どういう内容で、こういう一応条件付きでっていうのは、やったとすれば。

冨田委員：ただこの根拠法令に基づいていない場合の解釈なんですけど、条文があれば足りるのか、提出義務まで認められるものという解釈なのかで違ってくるのかなとちょっと思ったところもあって、197条2項は当たらないという整理をされているんですけど、そういう解釈でこの24年度の際は整理されていたのかという、最初は質問からなんですけども。

段林主査長：まず平成17年度に遡りまして、すみません、説明が足りず、法令等に基づく照会にかかる事務を行う場合に、当該法令の規定の趣旨を逸脱しない照会については、市として当該法令の規定の趣旨を十分尊重して対応する必要があるために外部提供を認めざるを得ないということで、一度平成17年度に審議会において了承いただいているということになって

おりまして、ただやはり実際に事務を行うに当たって、職員の方からやはり何らかの基準を設けてほしい、趣旨を逸脱するかしらないかという判断も中々難しいところもありますので、具体的な判断基準を設けるというようなことで一旦24年度に諮問されましたので。その時にやはり義務付けはあるか、法令等に回答が義務付けられているか、それとも照会することができるであつたり、報告を求めることができるというような任意の規定による照会なのかということ、まずそこで一旦分け、そして義務付けられていないものについての回答にする際の基準として設けていただきたいというような整理で、先ほど申し上げた刑事訴訟法などの規定についてはできる規定という整理でございます。

富田委員：そもそも法令の規定に義務付けがあつたら、この除外事由じゃなくて、条例の条文そのものからできますよね、これ。

段林主査長：はい。

富田委員：報告義務がないものに関する基準だと今おっしゃったんですけど、義務はなくても根拠法令はあるというのが今回ですよ。

段林主査長：はい。

富田委員：すると、1には当たらないじゃないですか。すみません、もう1回繰り返しの質問になっちゃうんですけども、根拠法令はある。

段林主査長：はい、あります。

富田委員：そうですね。それで報告義務がない。

段林主査長：はい。

富田委員：それで、報告義務がない場合には、趣旨に逸脱しないものという基準を設けていたものが不明確だからということがおっしゃっていたことがありましたけれども、この基準を定めたところで報告義務が規定されていないというものに全部答えないということになると、あまり基準を明確にしていないというか、むしろ答えられないものを増やしたというような解釈になって、判断することはできると思うんですけど、逆縛りになってますよね。

段林主査長：はい、御指摘のとおりです。

富田委員：防犯カメラって確かに24年度より今はずっと色々とニーズが高まっていて、各自治体でも特別の運用のガイドラインなんかを設けている

ところがたくさんあるんですね。ほかの個人情報とちよつと用途というか必要性が違うものですから、自治体が設置する防犯カメラの運用要項だったりガイドラインみたいなものを作って、こういう設置基準であったり運用方法をするので、外部提供についてもこのような形で提供することを統一的にやっていきますという運用をされているところがあるんですね。そういうやり方の方が、一般的に防犯カメラを全部出しますよというやり方よりはすごく理解が得られやすいと思うんですね。こういう施設の防犯という目的だけのために設置した防犯カメラの画像は、法令上の規定がある場合はもちろん、提出義務がなくても防犯カメラであるから犯罪捜査に資することについては、きちんと照会文書をいただいた上で提供しますというルールでやっていきますという形でやっておかれた方が、この基準でやるよりも非常に信用性が高く理解が得られやすいのかなと思うんですね。なのでこの基準から提供を継続するという形がいいのかなということについては、少し私は違う意見を持っております。そもそもこの基準に当てはまるのかという疑問はまだあまり解消されていないんですけども。

段林主査長：会長からの御指摘もございますし、富田委員からの御指摘もございまして、ちょっと一旦こちらについてはもう一度整理をさせていただいて、確かに富田委員がおっしゃった根拠法令に基づいていない場合という基準自体も、そもそも元々の4項目、防犯カメラを除いた場合の外部提供の基準もこれでいいのかということもございまして、あと防犯カメラを市内で一番二番に多く持っていると思われる市民安全課という防犯を担当している部署では、一応運用基準というようなものも作成はしてはいるんですけども、全庁的に防犯カメラについての基準というのは持っておりませんので、大変申し訳ないんですけども一度整理をさせていただいて、改めて諮問案件ということで次回の審議会に諮らせていただくということでもよろしいでしょうか。ただやはり警察からの照会は随時参りますので、ちょっとその間につきましては、きちんとお認めいただいた基準がないような状態での、最小限の個人情報を必要な範囲だけ提供するという基本的な基準にのっとって提供する形にはなってしまうんですけども、その間一切提供を認めないということも中々ちょっと難しいというのが現状でございまして、次回の審議会でもよろしいかどうかなんですけども。

内藤会長：私からは、やっぱり8条が「法令等に基づく場合を除き」なので、そうするとこの基準の「根拠法令に基づいていない場合」というのは、何かバッティングしますよね。元々法令等に基づいていない場合にほかの機関に情報提供していいかどうかというのが8条だから、これ書いちゃったら全部だめって話になっちゃうんじゃないかと。「回答が法的に義務付けられていないもの」というこの解釈の仕方もよく分からないし。あと多分③の問題になっている「個人を特定していない場合」というのは、要するに不特定多数の人間が映っちゃうんで、第三者の権利を不当に侵害するとかそのあたりのことだと思うんですけども、場合によったら当時どういう議

論があったかというのも含めて整理していただいて、最終的には多分条例の解釈としてどうするかっていうことと、ニーズがあるってことは多分委員全員も承知してると思うんで、一度やはり、きちっとやった方がいいかなと私は思います。

皆さんはいかがですかね。田部井副会長、どうでしょう。

田部井委員：はい、私もやはりこれは個人的には大きな問題だと思っていたので、そのような形をとっていただければ、そのようにしていただきたいなと思います。それでちょっと思い切った解釈かもしれないんですけど、市は防犯カメラの画像を個人情報って考えているんですよ。

富田委員：昔は個人情報とは言えないんじゃないかという議論もあったんですが、今はもう個人情報と言わざるをえないっていうのが流れですね。精度が高くなってきたので。ですよ。

段林主査長：やはり個人を特定しうるものは個人情報に当たりますので、定義上。やはりその画像からどなたかというものが分かりうる、富田委員からもございましたが。ただ、まだ我孫子市の条例上は明確にはしてないんですけども、個人情報の定義としましては、やはり特定の個人を識別しうるものでも個人情報に当たるというのが、そこまでは条例にも書いてございますので、無制限に提供していいものに整理することは中々難しかろうということで現状は認識しております。

田部井委員：これは色々な角度から少し考えてみた方がいい問題かなとも思ったので、場合によっては大きな話につながりそうな予感もするので、ちょっと一度。とは言いつつ、年間数十件とかと聞くと、もう既に提供されているものが、この基準ができてからかなりの件数に上っているということですよ。

段林主査長：特にここ数年でカメラの設置自体が増えておりますので、徐々に増える傾向にはございます。

田部井委員：はい、分かりました。

富田委員：それでこの24年の時の答申の趣旨がちょっと不明なんですけども、そこから多分提供してきたという実態を踏まえると、やはり法令の根拠に基づかないっていう場合にはならないっていう解釈だったんじゃないのかなというふうに拝察するんですね。報告義務って明確に書いてないってこともあるんで。ただ防犯カメラという設置目的を表示したりすると、すごく大きな解釈の仕方としては、防犯カメラというのは防犯のために設置しているんだと捉えてる人は、それを犯罪捜査のために使われることに同意をしているという擬制もできなくはないかなっていう考え方があるん

ですね。防犯カメラと表示されていれば、そういうことも解釈としてありうるのかなと。全く隠し撮りをしていたら、それは同意していないということもあるかもしれませんが。例えば「防犯カメラ設置中」とあって、「ここに防犯カメラあります」という運用基準で設置しているものがあれば、その提供も同意されているのではないかという考え方も取りうるので提供可能という考え方もあるのかなというふうに思っています。

段林主査長：現状、全てには防犯カメラ設置中という表示はされていないかもしれませんが。

篠崎課長：公園緑地課の篠崎と申します。防犯カメラの設置基準の中で「防犯カメラ設置中」というように、富田委員がおっしゃられたようにシールを貼っておりますので、それは確かにやっております。ただ防犯カメラ自体が、市民安全課さんからいただいた基準を見ますと、平成26年4月1日から施行ということになっておりましたので、24年の諮問の時には無かったものだったんだろうなど。もしかすると、想定で申し訳ないんですけど、その時そういう想定をされなかったんだろうというふうに我々は思っております。

富田委員：その時はあまり個人情報という解釈でなかったんだと思うんですね。これまで防犯カメラの画像の精度が高くなるということも、当時はなかったんじゃないかっていうふうに思ってて、いずれにしても精度の変化と現状の段階での整理をしていただいて、提供についてのルール化をもう一度考えていただいて。現在の提供については、先ほど私が申し上げたような解釈での提供の可能性もあるのかなというふうに私は考えていますという意見は申し述べさせていただいております。

内藤会長：そうですね。多分捜査機関だけじゃなくて、ここにも書いてある裁判所とか弁護士会ってことで、例えば弁護士会のケースだと交通事故か何かで現場のっていうことで、捜査目的ではない形での民事訴訟のための目的での照会っていうのも出てくると思うんで、他機関がどこか、使用目的がどこかでも、もしかすると微妙に基準とか変わってくる可能性もあるので、この機会に一度検討しましょうってことでよろしいですかね。

段林主査長：はい、ありがとうございます。

内藤会長：はい、ではまた別の機会にやりたいと思います。それでは、次の報告をお願いします。

【段林主査長から、報告事項の「(2) 個人情報保護の取組について」の「情報システムの保守を遠隔で行う場合の個人情報保護について」の説明】

内藤会長：これは当たらないから諮問いらぬとかそういう話よりも、どっちかというとなんか外部の人間がアクセスして、しかも実際に悪意を持ってやれば情報を取得することは可能な状態になっちゃうんですか。

段林主査長：はい、現実的には可能でございます。ただ、それは現場に来て保守をすることでも現状、事情としては同じでございますので、それはオンライン結合になったからと言って危険性が増すとか、それだからと言って危険だということにはならないというふうに情報政策課からは報告を受けています。

内藤会長：私が言いたいのは、「審議会で承認したからいいよ」というレベルの話ではなくて、むしろ情報がそういった外部の者がタッチすることによって流出してどこかに行っちゃったら、相当市民に色んな不利益があるから、そちらをどうやってしっかりケアするかということ。しかも、現場に来てやるのとオンラインと状況は同じとおっしゃるけど、やっぱり現場にいるかいないかで、危険度は変わってくるんじゃないかと思うんですよね。どこで誰がやっているかというのは分かりにくいからね。そこはやっぱりきちっと危機管理はやっていただきたいと思うんです。

段林主査長：すみません、それが一応この別紙4の接続要件を定めることによって、全てログと言いますか、外から繋いだ時に操作した内容、どんな内容を操作したんですとか、そういったログ、動画の記録も取れなければなりませんし、どの事業者がいつそういった操作をしたかということも全て残るといふことの基本的な安全管理の措置ですとか、そういったものは情報政策課の方で指導していくということで行っていきますという合わせての報告ではあったんですけども。

内藤会長：基本的に情報の流出って、システムというより人為的なミスが多いんで、きちっと運用してないっていう時もあるんですよ、厳しい言い方をすると。こういうふうに決めてあるけど、担当者がちょっと忙しくしていて、そこのチェックを怠ったとかね。だから、そこをきちっとやってくださいということをおからは言いたいです。

段林主査長：はい。

内藤会長：ほかの方からはありますか。はい、どうぞ。

富田委員：この接続要件を、当然だと思うんですけども、保守委託契約の契約内容に入れていただいて、遵守義務を課して、違反した場合には厳しい制裁があるということだったり、これを担保する契約にしていきたいと思っております。

段林主査長：かしこまりました。

内藤会長：ほかの委員の方は、いかがでしょうか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員：今、会長が言われたのと全く同じで、セキュリティ要件とかはきちっと定めてらっしゃるんですが、それを実際に、セクションは情報政策課の方だと思うんですけども、内部監査とかをちゃんとしているのかということ。やってらっしゃるんだと思うんですけど、何か事故があった時にそれを見せろということではなくて、実際に本当にできているのかをチェックしたりするというのは、実際のビジネスの場ではよくあるものですから、そういうのも検討されていれば、より事故を防げるってということもあるのかもしれないですね。

内藤会長：よろしいですか。何かありますか。はい、田部井副会長どうぞ。

田部井委員：今のところ、これはルールを定めましたということなので、何か拘束力があるとか、禁止事項に反してしまった時に何かあるとかという位置付けではないんですかね。

段林主査長：先ほど富田委員がおっしゃったように、基本的には契約の中にこちらを盛り込んで実施させるというのが実効性を担保する一つ。情報政策課からは、契約の内容としてこういったものを守らせるというようなことは聞いておりますけれども。それで実際にこの9月にこれを定めたばかりで、遠隔保守はこれからやっていきたいということで実際には基本的には行われてないはずですよ。やはり業務の効率化等を踏まえると今後やっていきたいので、こういったルールも定めてしっかりやっていきますので、個人情報保護に努めていきますという御報告でございます。

内藤会長：どうぞ、富田委員。

富田委員：契約の時の契約条項って安全管理に配慮することってというような抽象的なものになってしまうことが多々あるので、その具体的内容はこういふことですよというようなところもきちんと、もっと増えるかもしれないんですけども、我孫子市から要請された安全管理措置を遵守することという条項にしたりとか、何をやってほしいかということもきちっと明確にしていくことが大事だと思うんですね。報告なり頻度もそうなんですけど。なので契約の中に入れて欲しいと私が言ったのはそういうことで、定めました、守らせます、守らせることを担保する方法はこうですというところを含めての承認というか報告になっていただければいいなというふうに思っています。

段林主査長：本日様々な御意見を頂戴しましたので、情報政策課にはその旨伝えて、今後の契約にもう少し具体的と言いますか、監査等を含めまして入れられる内容を検討するということとは、こちらの方からお話するとともに、基本的には契約の個人情報の特記事項というものが、必ずどの契約でも、この契約に限らず委託の契約については、我孫子市の基本的な個人情報の取扱いについては、どんな委託契約についても個人情報取扱特記事項というものがまず必ず委託契約には添付されて、それを遵守することによって、ちょっと本日資料としてお配りしてなくて大変恐縮なんですけども、それプラス今回接続要件ということで定めたものつもりではあったんですが、本日色々御意見を頂戴しましたので、さらにより良いものにするようにということで担当課には伝えます。

内藤会長：はい、よろしいですかね。はい、じゃあこれで報告事項は全部・・・。

段林主査長：1点だけよろしいですか。

(4) その他

内藤会長：はい、どうぞ。

【段林主査長から、その他の「平成30年度個人情報開示請求の実施状況について」の説明】

内藤会長：はい、ありがとうございました。ではこれで予定されたものは全て終了ですかね。委員の方から何かありますか。よろしいですか。

はい、ではこれで、審議会を終了いたします。お疲れさまでした。

(5) 閉会 午前11時15分

以上